

## あなたご自身およびあなたの世帯について

F1 性別 (○は1つ) ※自認する性で記載してください	1. 男性	2. 女性	3. どちらとも いえない
F2 年齢 (○は1つ) 令和4年 ●月●日現在	1. 18~24歳 2. 25~29歳 3. 30~34歳	4. 35~39歳 5. 40~44歳 6. 45~49歳	7. 50~54歳 8. 55~59歳 9. 60~64歳 10. 65~69歳 11. 70歳以上
F3 国籍 (○は1つ)	1. 日本	2. 日本以外 ( )	
F4 仕事・働き方 (○は1つ)	1. 自営業 (事業主、家族従業員) 2. 勤め人 (正社員・正職員 (管理職以外)) 3. 勤め人 (正社員・正職員 (管理職)) 4. 勤め人 (パートタイム、アルバイト) 5. 勤め人 (派遣社員) 6. 勤め人 (フリーター、その他不定期・臨時的職員)	7. 専業主婦 (夫) 8. 学生 9. その他 ( ) 10. 無職	
F5 (1) 配偶者・パートナー (法律婚、事実婚は 問いません) (○は1つ)	1. あり 2. なし (未婚・非婚) 3. なし (離婚・死別)	F5 (2) 配偶者・パート ナーの仕事・働き方 (○は1つ)	1. 自営業 (事業主、家族従業員) 2. 勤め人 (正社員・正職員 管理職以外) 3. 勤め人 (正社員・正職員 管理職) 4. 勤め人 (パートタイム、アルバイト) 5. 勤め人 (派遣社員) 6. 勤め人 (フリーター、その他不定 期・臨時的職員) 7. 専業主婦 (夫) 8. 学生 9. その他 ( ) 10. 無職
F6 (1) 同居している方 (○はいくつでも)	1. 配偶者・パートナー 2. 子ども 3. 親 (実親・義親) 4. 兄弟・姉妹 5. 祖父母 6. 孫 7. その他 ( ) 8. 一人暮らし	F6 (2) 一番下の子ども の年代 (○は1つ)	1. 3歳以下 2. 4歳以上小学校入学前まで 3. 小学生 4. 中学生 5. 中学校卒業から18歳まで 6. その他
F7 (自宅外も含む) 親や親戚の介護 (○は1つ)	1. 行っている	2. 行っていない	

## 男女平等について

問1 以下のような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○は各1つ)

	男性の方が優遇されている	どちらか たとえば 男性の方が優遇されている	平等である	どちらか たとえば 女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
①家庭生活で	1	2	3	4	5
②職場で	1	2	3	4	5
③学校教育の場で	1	2	3	4	5
④政治の場で	1	2	3	4	5
⑤法律や制度の上で	1	2	3	4	5
⑥社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5
⑦地域の活動の場で	1	2	3	4	5
⑧社会全体として	1	2	3	4	5

問2 男女共同参画に関する以下の言葉について、これまで聞いたことがありますか。

(○は各1つ)

	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことがある	聞いたことがない
①男女共同参画社会基本法	1	2	3
②男女雇用機会均等法	1	2	3
③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	1	2	3
④新宿区男女共同参画推進条例	1	2	3
⑤ジェンダー(社会的、文化的な性のありよう)	1	2	3
⑥性別役割分担	1	2	3
⑦セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
⑧パワー・ハラスメント	1	2	3
⑨DV(ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3
⑩デートDV	1	2	3
⑪ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3

問3 あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。(○は1つ)

1. 賛成	3. どちらかと言えば反対	5. わからない
2. どちらかと言えば賛成	4. 反対	

問3-1 その理由をお教えてください。(○はいくつでも)

賛成の理由(「1」か「2」に○)	反対の理由(「3」か「4」に○)
1. 役割分担をしたほうが効率がよいと思うから	1. 性別に関わらず仕事と家庭に関わるほうがよいと思うから
2. 男性のほうが収入が多いと思うから	2. 女性が働くことは当たり前だと思うから
3. 女性のほうが子育てや介護に向いていると思うから	3. 男女は平等であるから
4. それが当たり前だと思うから	4. 性別に関わらず、得意なことをやればよいと思うから
5. 身体づくりが違うから	5. その他( )
6. その他( )	6. 理由を考えたことはない
7. 理由を考えたことはない	

## 家庭生活について

問4 同居者のいる方におたずねします。家事の分担等はどのようにしていますか。(○は各1つ)

	主にあなた	主に配偶者・パートナー	配偶者・パートナーと分担	主にその他家族(男性)	主にその他家族(女性)	ほぼみんなで分担	必要ない・行ってない
①炊事・洗濯・掃除等の家事	1	2	3	4	5	6	7
②町会・自治会などの地域活動	1	2	3	4	5	6	7
③育児や子どものしつけ	1	2	3	4	5	6	7
④子どもの学校行事への参加	1	2	3	4	5	6	7
⑤親や家族の介護	1	2	3	4	5	6	7

問5 あなたは、平均すると1日どのくらい家事や育児等に時間を使っていますか。(○は各1つ)

平日	1. 30分未満	4. 2時間以上3時間未満	7. 8時間以上
	2. 30分以上1時間未満	5. 3時間以上5時間未満	
	3. 1時間以上2時間未満	6. 5時間以上8時間未満	
休日	1. 30分未満	4. 2時間以上3時間未満	7. 8時間以上
	2. 30分以上1時間未満	5. 3時間以上5時間未満	
	3. 1時間以上2時間未満	6. 5時間以上8時間未満	

問6 新型コロナウイルス感染症感染拡大以降、家事や育児等の負担に変化はありましたか。

(○は1つ)

- |                |                |         |
|----------------|----------------|---------|
| 1. 増えた         | 3. どちらかと言えば減った | 5. 変化なし |
| 2. どちらかと言えば増えた | 4. 減った         |         |

問7 新型コロナウイルス感染症感染拡大以降、仕事以外に使える在宅時間に変化はありましたか。

(○は1つ)

- |                |                |         |
|----------------|----------------|---------|
| 1. 増えた         | 3. どちらかと言えば減った | 5. 変化なし |
| 2. どちらかと言えば増えた | 4. 減った         |         |

問8 男性が家事や育児等により積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 1. 学校で男女平等意識を育てる教育をする                          | 5. 育児休業・介護休業制度の一層の普及を図る          |
| 2. 性別役割分担をなくすための啓発を進める                         | 6. 企業が男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整える   |
| 3. 男性自身が仕事中心の生き方、考え方を改め、家事や子育てに参加することへの抵抗感をなくす | 7. 仕事と家庭の両立などの問題について、相談できる窓口を設ける |
| 4. 男性が家事や子育てをすることに対する抵抗感を男女ともになくす              | 8. その他 ( )                       |
|  | 9. わからない                         |

## 女性の活躍推進について

問9 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。(○は1つ)

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい           |
| 2. 子どもができたら一度退職して子育てに専念し、その後再就職する方がよい |
| 3. 子どもができるまでは仕事をし、その後は仕事をやめる方がよい      |
| 4. 親や配偶者等に看護・介護が必要になったら仕事をやめる方がよい     |
| 5. 結婚するまでは仕事をする方がよい                   |
| 6. 働く女性は子どもを持たない方がよい                  |
| 7. 女性は仕事を持たない方がよい                     |
| 8. その他 ( )                            |

問10 女性が結婚・出産・看護・介護等にかかわらず、仕事を継続するために必要なことは何だ  
と思いますか。(○は3つまで)

1. 産休・育休・介護休暇等の制度が整っていること
2. 産休・育休・介護休暇等がとりやすい職場
3. 上司や同僚の理解、支援があること
4. モデルになる先輩や同僚がいること
5. 困った時などに相談できる身近な窓口があること
6. フレックスタイムや短時間勤務などの勤務制度があること
7. 家庭において配偶者・パートナーが育児や介護を平等に分担すること
8. 安心して子どもを預けられる保育園や学童保育などの整備
9. 延長保育や病児保育など、保育サービスの充実
10. 在宅介護サービス、相談窓口や入所施設の充実
11. その他 ( )

問11 あなたは仕事で「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態だと思いますか。

(○は3つまで)

1. 女性の勤続年数が長くなること
2. 出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること
3. 退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること
4. 働く女性の割合が多いこと
5. 女性が従事する職種・職域が増えること
6. 仕事に対するモチベーションが高い女性が増えること
7. 管理職などの役職につく女性が増えること
8. その他 ( )

問12 女性の社会進出が進んできていますが、政策や方針決定の場では女性の割合はまだ少ない  
といわれています。この理由は何だと思いますか。(○は3つまで)

1. 家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから
2. 男性優位に組織が運営されているから
3. 女性が政策や方針決定の場に進出しようとしても、家庭の支援・協力が得られないから
4. 女性が政策や方針決定の場に参加するために必要な経験を積む機会が十分でないから
5. 女性が積極的に参加を望まないから
6. 女性が積極的に参加を望むようになるための支援がないから
7. 女性の割合が少ないとは思わない
8. その他 ( )

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しています。

(F4 仕事・働き方で「1 自営業（事業主、家族従業員）」とお答えの方におたずねします)

問 13 あなたはどちらですか。(〇は1つ)

1. 事業主

2. 家族従業員

問 13-1 自営業に携わる上で、あなたがふだん感じることはどのようなことですか。

(〇はいくつでも)

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 比較的時間が自由であること        | 6. 収入が安定しないこと         |
| 2. 地域の人と親しくつき合えること      | 7. 休息時間がきちんととれないこと    |
| 3. 仕事と家事の時間がやりくりしやすいこと  | 8. 長時間労働になること         |
| 4. 家族と一緒に働くことができること     | 9. けがや病気で休んだ時の保障がないこと |
| 5. 仕事と家庭の時間の区切りがつけにくいこと | 10. その他 ( )           |

問 13-2 自営業に携わる上で、必要な支援はどのようなものですか。(〇はいくつでも)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 先輩自営業者や専門家による助言や指導が受けられる相談窓口 |
| 2. セミナーや講演会                     |
| 3. インターネット等を通じた企業や経営に関する情報提供    |
| 4. 自営業者同士が情報交換や指導を受けられる場の提供     |
| 5. 保育施設や家事支援、介護支援サービスの拡充        |
| 6. 経営コンサルタント等の紹介                |
| 7. その他 ( )                      |
| 8. 特に必要ない                       |

(F4 仕事・働き方で「4. 勤め人(パートタイム、アルバイト)」、「5. 勤め人(派遣社員)」、「6. 勤め人(フリーター、その他不定期・臨時的職員)」とお答えの方におたずねします)

問14 このような形態で働いている理由は何ですか。(〇は3つまで)

1. 経験・資格・技能を活かせるから
2. 希望する仕事内容であったため
3. 時間が自由になるから
4. 気軽に働けそうだから
5. 自宅近くで働けるから
6. 他に主な収入があるから
7. 家事・育児・介護との両立のため
8. 勉強・趣味・ボランティアなどとの両立のため
9. 採用に年齢制限があり、今の形態しか選べないから
10. 正社員として働ける勤め先が見つからなかったから
11. 家族の理解が得られにくいから
12. その他 ( )

(F4 仕事・働き方で「2. 勤め人(正社員・正職員(管理職以外))」、「3. 勤め人(正社員・正職員(管理職))」、「4. 勤め人(パートタイム、アルバイト)」、「5. 勤め人(派遣社員)」、「6. 勤め人(フリーター、その他不定期・臨時的職員)」とお答えの方におたずねします)

問15 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して以下のようなことがありますか。(〇はいくつでも)

1. 賃金に差がある
2. 昇進、昇格に差がある
3. 定年に差がある
4. 個々の能力が正当に評価されていない
5. 配置場所が限られている
6. 補助的な仕事が多い
7. 幹部職員への登用が少ない
8. 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある
9. 中高年以上になると退職を勧奨するような雰囲気がある
10. 教育・研修を受ける機会がない
11. その他 ( )
12. 特に差はない

職場で不当に感じるなどがありましたら新宿労働基準監督署(Tel.03-3361-3949)にご相談ください。

(F4 仕事・働き方で「7. 専業主婦(夫)」、「8. 学生」、「10. 無職」とお答えの方におたずねします)

問16 現在または将来、あなたは働きたいと思いませんか。ここでは雇われる働き方だけでなく、自分や仲間と新しく事業を始めることも含めてお答えください。(〇は1つ)

1. 働きたい	2. 働きたいが働けない	3. 働く必要がない	4. 働きたくない
---------	--------------	------------	-----------

(問16で「2」とお答えの方におたずねします)

問16-1 その理由はどのようなことですか。(〇は2つまで)

1. 希望する仕事が見つからないから	6. 子どもの教育や世話のため
2. 健康上の理由から	7. 介護の必要な家族がいるから
3. 高齢であるため	8. 家族の理解が得られないから
4. 出産・育児のため	9. その他
5. 家事のため	( )

問17 あなたにとって、仕事、家庭生活(家事、育児、介護など)、個人の時間(趣味、地域活動など)の、理想と現実はどのようなになっていますか。(〇は各1つ)

理想	1. 仕事を優先したい	3. 個人の時間を優先したい
	2. 家庭生活を優先したい	4. すべての調和を図りたい
現実	1. 仕事を優先している	3. 個人の時間を優先している
	2. 家庭生活を優先している	4. すべての調和が取れている

問18 男女ともに働きやすい社会をつくるためには、どのようなことが重要だとお考えですか。(〇は3つまで)

1. 職場での男女の雇用機会・昇進・待遇を均等にすること
2. 育児・介護休業制度を整備・拡充させること
3. 男女がともに育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境にすること
4. 女性が出産後などに職場復帰できる仕組みを整備・拡充させること
5. 職場での男女格差の慣習をなくすこと
6. 男女ともに労働時間の短縮を図ること
7. 男性も家事・育児・介護を分担すること
8. 女性の職業意識をより高めること
9. 女性が技術・能力をより高めること
10. その他 ( )
11. 特にない



人権について

問 19 あなたは次のようなハラスメントについて、以下のような経験はありますか。

(〇はいくつでも)

	自分が受けたことがある	人が受けたのを見たことがある	相談を受けたことがある	経験はない
① セクシュアル・ハラスメント 職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること	1	2	3	4
② パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること	1	2	3	4
③ マタニティ・ハラスメント 職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されること 職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業等の子の養育に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されること	1	2	3	4
④ パタニティ・ハラスメント 職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業等の子の養育に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該男性労働者の就業環境が害されること	1	2	3	4
⑤ SOGI・ハラスメント 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動 労働者の性的指向・性自認について、当該労働者の了解を得ずにほかの労働者に暴露すること	1	2	3	4

(問 19で1つでも「1」、「2」、「3」とお答えの方におたずねします)

問 19-1 誰かに打ち明けたり、相談をしましたか。(〇はいくつでも)

1. 上司、同僚に相談した(打ち明けた)	5. 友人、知人、家族などに相談した(打ち明けた)
2. 職場内の相談窓口相談した	6. その他( )
3. 公的機関(区の相談窓口など)に相談した	7. 誰(どこ)にも相談しなかった
4. 民間の相談窓口相談した	

問20 性別にかかわらず性と生殖に関する健康を保持し、性や妊娠・出産に関して自己決定できるように支援するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- |                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. 子どもの成長と発育に応じた性教育                 | 5. 女性の健康に関する情報提供・相談体制の充実 |
| 2. 性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実         | 6. 女性専門医療に関する情報提供        |
| 3. 喫煙や飲酒、薬物等の健康への害についての情報提供・相談体制の充実 | 7. 更年期についての情報提供・相談体制の充実  |
| 4. HIVなどの性感染症についての情報提供・相談体制の充実      | 8. その他 ( )               |
|                                     | 9. わからない                 |

## 性の多様性について

問21 あなたは性的マイノリティ(LGBT等)という言葉を知っていますか。(○は1つ)

- |                         |             |             |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 1. 聞いたことがあり<br>内容も知っている | 2. 聞いたことがある | 3. 聞いたことがない |
|-------------------------|-------------|-------------|

### 性的マイノリティとは

「身体の性」と「性自認(自分の性別をどのように捉えているか)」が一致しない人や、「性的指向(恋愛や性愛の感情がどの性別に向くか、向かないか)」が異性に限らない人などをいいます。

性的マイノリティを総称する言葉の1つとして、LGBTという言葉があります。

LGBTー L(レズビアン:同性を好きになる女性)

G(ゲイ:同性を好きになる男性)

B(バイセクシャル:同性も異性も好きになる人)

T(トランスジェンダー:身体の性と性自認が異なる人)

また、LGBTだけでなく、Q(クエスチョニング:性のあり方がわからない、決められない、又はあえて決めない人)など、性のあり方は多様です。

問22 あなたの周りに自分の性自認や性的指向について悩んでいる人はいますか。(○は1つ)

- |           |        |
|-----------|--------|
| 1. いる(いた) | 2. いない |
|-----------|--------|

問23 あなたが周りの人から性自認や性的指向について悩みを打ち明けられたら、どのように感じますか。(○は1つ)

- |                |                 |          |
|----------------|-----------------|----------|
| 1. 受け入れることができる | 2. 受け入れることができない | 3. わからない |
|----------------|-----------------|----------|

問24 今まで自分の性自認や性的指向について悩んだことはありますか。(〇は1つ)

1. ある	2. ない	⇒問25へ
-------	-------	-------

(問24で「1」とお答えの方におたずねします)

問24-1 最初に悩み始めたのはいつごろからですか。(〇は1つ)

1. 小学生前	3. 中学生	5. 18歳以上
2. 小学生	4. 中学卒業後18歳まで	

(問24で「1」とお答えの方におたずねします)

問24-2 悩みを誰かに相談する(打ち明ける)ことはできましたか。(〇は1つ)

1. 相談できた(打ち明けられた)	2. 相談できなかった(打ち明けられなかった)
-------------------	-------------------------

(問24-2で「2」とお答えの方におたずねします)

問24-3 相談できなかった(打ち明けられなかった)のは、どのような理由からですか。

(〇はいくつでも)

1. 今までの関係が変わるのが怖いから	5. 嫌がらせ・悪口などがあるかもしれないから
2. 相手に気を使わせたくないから	6. 特に必要がないと思うから
3. 理解してもらえないと思うから	7. その他
4. 偏見を持たれたくないから	( )

問25 あなたは、「SOGIハラスメント」という言葉を知っていますか。(〇は1つ)

1. 聞いたことがあり 内容も知っている	2. 聞いたことがある	3. 聞いたことがない
-------------------------	-------------	-------------

(問25で「1」とお答えの方におたずねします)

問25-1 あなたの周りでSOGIハラスメントを見聞きした経験はありますか。(〇は1つ)

1. ある	2. ない
-------	-------

**SOGI ハラスメントとは**

全ての人を持っている性のあり方として、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった「SOGI (ソジ)」という表現があります。

性自認や性的指向等に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力のことを「SOGI ハラスメント」といい、例として、次のようなものがあります。

- ・差別的な言動や呼称を含む表現を使う
- ・不当な入社拒否、異動、解雇
- ・SOGI を理由としたいじめ、無視、暴力
- ・望んでいない性別での生活の強要
- ・施設やサービスの不当な利用拒否
- ・アウティング (ある人の性のあり方について、本人の承諾がないまま第三者に暴露すること) 行為

問 26 東京都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便等の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設することを発表しました。あなたは、このことを知っていますか。(○は1つ)

- |                         |             |             |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 1. 聞いたことがあり<br>内容も知っている | 2. 聞いたことがある | 3. 聞いたことがない |
|-------------------------|-------------|-------------|

問 27 あなたは、性的マイノリティ (LGBT 等) の人たちが暮らしやすい社会をつくるためにどのような取組が必要だと思えますか。(○はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 社会制度の見直し (法改正など)                         |
| 2. 教育現場での啓発活動 (性的マイノリティに関する講演会や授業など)        |
| 3. 行政による啓発活動 (広報誌やポスターによる性的マイノリティに関しての発信など) |
| 4. 性的マイノリティについての専門の相談機関 (電話相談や面接相談など)       |
| 5. 性的マイノリティの人が安心して集まれるコミュニティスペース            |
| 6. その他 ( )                                  |

## DV(ドメスティック・バイオレンス)の状況と被害者への支援について

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

直訳すると「家庭内の暴力」ですが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者等または配偶者であった相手から振られる暴力を意味します。最近では、恋人等親密な関係にある相手からの暴力を、デートDVと呼んでいます。

問28-1 DVについて、以下のそれぞれの行為について当てはまるものがありますか。

(○は1つ)

問28-2 DVについて、以下それぞれの行為について当てはまるものはありますか。

(○はいくつでも)

	問 28-1		問 28-2			
	DVだと思ふ行為	DVだと思わない行為	自分がされたことがある	見たり聞いたりしたことがある	自分がしたことがある	されたことも見聞きしたこともない
①何を言っても無視する	1	2	1	2	3	4
②行動を制限する	1	2	1	2	3	4
③交友関係やメールをチェックする	1	2	1	2	3	4
④「誰のおかげで食べられるんだ」「馬鹿」等の暴言を言う、大声でどなる	1	2	1	2	3	4
⑤人前で侮辱する	1	2	1	2	3	4
⑥他人に悪口を言う	1	2	1	2	3	4
⑦大切な物をわざと壊す	1	2	1	2	3	4
⑧殴るふりをする等して脅す	1	2	1	2	3	4
⑨殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をふるう	1	2	1	2	3	4
⑩首をしめる・刃物を持ち出す等命に危険を感じる行為を行う	1	2	1	2	3	4
⑪自由になるお金を制限する	1	2	1	2	3	4
⑫意に反した性的な行為を強要する	1	2	1	2	3	4
⑬無理やりポルノ等を見せる	1	2	1	2	3	4
⑭避妊に協力しない	1	2	1	2	3	4

(問28-2で1つ以上「1」とお答えの方におたずねします)

問29 あなたはその行為について、誰かに(どこかに)打ち明けたり相談したりしましたか。  
(○は1つだけ)

1. 相談した(打ち明けた)	2. 相談したかったが、相談しなかった	3. 相談しようとは思わなかった	⇒問29-2へ
----------------	---------------------	------------------	---------

(問29で「1」とお答えの方におたずねします)

問29-1 誰に(どこに)相談し(打ち明け)ましたか。(○はいくつでも)

1. 新宿区DV相談ダイヤル(新宿区配偶者暴力相談支援センター)	7. 裁判所
2. 1以外の区役所(男女共同参画推進センター・生活福祉課婦人相談員・保健センター・子ども家庭支援センター等)	8. 民間の機関(弁護士会・法テラス・民間シェルター・NPO等)
3. 東京都女性相談センター	9. 民生・児童委員
4. 東京ウィメンズプラザ	10. 家族・親戚
5. 警察	11. 友人
6. 法務局人権相談窓口等	12. 職場の人
	13. 医師・カウンセラー
	14. その他( )

(問29で「2」か「3」とお答えの方におたずねします)

問29-2 相談しなかったのはなぜですか。(○はいくつでも)

1. 誰に相談してよいのかわからなかった	8. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った
2. 相談する人がいなかった	9. 他人を巻き込みたくなかった
3. 恥ずかしくて誰にも言えなかった	10. 自分にも悪いところがあると思った
4. 相談しても無駄だと思った	11. 相談するほどのことではないと思った
5. 相談したことがわかると、自分や身内などに仕返しを受けると思った	12. その他
6. 時期をみて相談するつもりでいた	( )
7. 子どもがいるので我慢した	13. 特に理由はない

問30 あなたは、新宿区がどのようなDV対策支援を行う必要があると思いますか。  
(○は3つまで)

1. 身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪であるという意識づくりのための教育や啓発活動	6. 被害者が経済的に自立できるような職業訓練や就職の支援
2. 家庭・学校における男女平等の教育	7. 近隣からのサポート
3. 相談機関の連携体制の強化	8. DV被害者の回復プログラムの実施
4. 相談機関があることの周知・PRの充実	9. DV加害者の回復プログラムの実施
5. 被害者を守るための秘密保持	10. その他( )
	11. 特にない

ひとりで悩まず相談してください。

相談窓口	電話番号	受付日時
内閣府DV相談ナビ ※お近くの相談窓口を案内します。	☎ 0570(0)55210	24時間(一部のIP電話等からはつながりません)
悩みごと相談室 新宿区立区男女共同参画推進センター (ウイズ新宿) ※男性からの相談も受け付けています。	・電話相談 ☎(3353)2000 ・男性相談員による電話相談 ☎(3341)0905	午前10時～午後3時30分(日、祝日、年末年始を除く) 土曜日 午後1時～3時30分(祝日、年末年始を除く)
新宿区役所第一分庁舎2階 区民相談室	電話相談 ☎(5273)3646 面接相談予約 ☎(3341)0801	月曜日 午前10時～午後3時30分(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時(日、祝日、年末年始を除く)
新宿区生活福祉課 女性相談	☎(5273)3884	午前8時30分～午後5時(土、日、祝日、年末年始を除く)
東京ウィメンズプラザ(配偶者暴力相談支援センター)	☎(5467)2455	午前9時～午後9時(年末年始を除く)
東京都女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	☎(5261)3110	午前9時～午後8時(土、日、祝日、年末年始を除く)
警視庁総合相談センター	☎(3501)0110	午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)

★夜間や緊急の場合は、警察(110番)、東京都女性相談センター☎(5261)3911へ。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

#### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)

##### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

##### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

##### ■教育・啓発

##### ■調査研究の推進

##### ■人材の確保

##### ■民間団体援助

##### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

##### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

##### ■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

#### 売春防止法

第1章 総則  
(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分  
(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分  
(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 收容

廃止

第4章 保護更生  
(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

存続

## 区の実施について

問31 あなたは、新宿区で実施している以下の取組をご存知ですか。(〇はいくつでも)

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1. 新宿区男女共同参画推進条例の普及・啓発    | 9. DVに関する相談(男女共同参画推進センター・生活福祉課等)         |
| 2. 男女共同参画週間などの啓発          |  |
| 3. ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度   | 10. 児童虐待に関する相談(子ども総合センター・子ども家庭支援センター)    |
| 4. ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰   |  |
| 5. 男性の育児・介護サポート企業応援事業     | 11. 男女共同参画推進関連図書・啓発資料の貸出し(男女共同参画推進センター等) |
| 6. 情報啓発誌『ウィズ新宿』の発行        |  |
| 7. 男女共同参画フォーラムなどのイベントや講座  | 12. 男女共同参画推進センターの会議室の貸出し                 |
| 8. 悩みごと相談室(男女共同参画推進センター等) |  |

問32 男女共同参画を進めるために、区はどのようなことに力を入れると良いと思いますか。

(〇はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 男女平等の意識を育てる学校教育の充実                       |
| 2. 男女共同参画への理解を深めるための講座等の開催                  |
| 3. 男女平等に関する情報提供・交流会・相談・研究などの充実              |
| 4. 女性の再就職支援や起業支援の充実                         |
| 5. 企業に対する就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ         |
| 6. 企業に対する仕事と家庭・地域活動が両立できるような働き方の見直しを求める働きかけ |
| 7. 保育所、学童保育などの充実                            |
| 8. あらゆる分野における女性の積極的な登用                      |
| 9. 行政の政策決定などへの女性の参画促進                       |
| 10. 介護が必要な人に対する在宅介護サービスや施設の充実               |
| 11. 各種相談事業の充実                               |
| 12. 国際社会における男女共同参画についての情報収集・情報提供            |
| 13. 国・都に対する男女共同参画を推進するための働きかけ               |
| 14. その他 ( )                                 |



問 33 男女共同参画社会の実現に向けて、これから社会を担う若い人への啓発を行うために義務教育の場で特にどのようなことに力を入れれば良いと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 性別にかかわらず、相手を人として尊重する教育をする
2. 男女平等の意識を育てる授業を工夫する
3. 日常生活の中で、男女平等の意識を育てる教育をする
4. 生活指導や進路指導において、性別にかかわらず、その人の個性や能力を活かせるようにする
5. 教材の登場人物・役割分担などを、男女平等の観点から見直す
6. 教職員の男女共同参画を進める
7. 管理職(校長や副校長)に女性を積極的に登用する
8. その他( )

問 34 男女共同参画についてご意見がありましたら、ご記入ください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。  
調査票を同封の返信用封筒に入れて、 月 日 ( )までに  
郵送(投かん)してください。切手を貼る必要はありません。  
また、調査票や封筒にあなたのお名前や住所を書かないでください。